

## 野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和8年1月21日
担 当 部 課	総務部人権施策推進課
担 当 者	澤本・樂谷
連絡先電話番号	077-587-6041

### パートナーシップ制度（性的指向や性自認等を理由に困難を抱える人への支援）の運用開始について

#### 1. 目的

本市では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して取組を進めています。この取組の一環として、滋賀県が令和6年9月から運用を開始した滋賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、性的指向や性自認等を理由に困難を抱える方々の支援を目的として、令和8年4月よりパートナーシップ制度の運用を開始します。

#### 2. 滋賀県パートナーシップ宣誓制度について

滋賀県は、令和6年9月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入しました。このパートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方がLGBT等※の当事者であり、人生においてお互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（パートナーシップ）を宣誓し、滋賀県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

#### 3. 対象となる本市の行政サービス等（詳細は別紙1）

- (1) 住民票の続柄の変更……………市民課
- (2) 犯罪被害者支援金の支給……………自治防災課
- (3) 防火防災訓練災害補償金の支給……………自治防災課
- (4) 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給……………自治防災課
- (5) 自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業に関する申請及び助成……………障がい福祉課
- (6) 身体障害者用自動車改造費等助成事業に関する申請及び助成……………障がい福祉課
- (7) 要介護認定・情報提供申請書・被保険者証の再発行等に関する申請……………介護保険課
- (8) 介護保険負担限度額申請・社会福祉法人等利用者負担軽減申請……………介護保険課
- (9) 手術、入院、その他各種同意書への記入……………市立野洲病院
- (10) 市営住宅の入居申込等(既に導入済)……………建築住宅課

※今後においても、政府方針等を踏まえて運用可能な行政サービスを隨時追加予定

#### 4. 具体的な運用について（詳細は別紙2）

本市では、令和8年4月より上記3の行政サービス等について、滋賀県が交付した「滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示・確認をもって、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として取り扱いを行います。

#### 5. 今後の予定

令和8年2月1日 パートナーシップ制度の運用開始を庁内及び市ホームページで周知  
令和8年3月1日 野洲市広報誌で周知

※ LGBT等…「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（心と体の性の不一致）」の頭文字をとった総称のこと。性的マイノリティを表す言葉の1つとして使用されている。

# 別紙 1

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する各市町所管の行政サービス等について  
令和7年12月1日時点

市町名	野洲市
-----	-----

## 1 滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証の提示等が必要なもの

No.	項目	内容	問い合わせ先	備考
			担当課	
1	住民票の続柄の変更	当事者の申し出により住民票の続柄を縁故者に変更することができます。 同居人⇒縁故者	市民課	
2	犯罪被害者支援金の支給	パートナーとして遺族支援金の支給を受けることができます。	自治防災課	
3	防火防災訓練災害補償金の支給	パートナーとして、遺族補償を受け取ることができます。	自治防災課	
4	非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	死亡による退職の場合、パートナーとして退職報奨金を受け取ることができます。	自治防災課	
5	自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業に関する申請及び助成	パートナーとして申請すること、及び助成を受け取ることができます。	障がい福祉課	
6	身体障害者用自動車改造費等助成事業に関する申請	パートナーとして申請すること、及び助成を受け取ることができます。	障がい福祉課	
7	要介護認定・情報提供申請書・被保険者証の再発行等に関する申請	パートナーとして申請できます。	介護保険課	
8	介護保険負担限度額申請・社会福祉法人等利用者負担軽減申請	パートナーとして申請できます。	介護保険課	
9	手術、入院、その他各種同意書への記入	パートナーとして各種同意書へ記入することができます。	市立野洲病院	
10	市営住宅の入居申込等	パートナーとして入居等を申し込むことができます。	建築住宅課	既に導入済

## 2 滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証の提示等が不要なもの (パートナーシップを宣誓していないても利用できるもの)

No.	項目	内容	問い合わせ先	備考
			担当課	
1	税証明の交付	所得証明書や課税証明書等については、同一世帯であれば取得できます。別世帯の場合は、委任状があれば取得できます。	税務納税課	既に導入済

## パートナーシップ制度運用導入後のフロー

- パートナーシップ制度運用導入後は、次のようなフローで受付をお願いします。  
※令和8年4月より運用導入予定

